

災害時における注意事項

1 登校前に警報等が発表された場合

- (1) 「特別警報」発表の場合
 - ① 登校しない。
 - ② 解除されたときは、通学路などの安全の確認ができた時点で、メール配信などで登校時間に連絡する。
- (2) 「暴風・暴風雪警報」発表の場合
 - ① 東三河南部（豊橋・田原）に上記の警報が発表されているときは、登校せずに家庭学習とする。
 - ② 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - ③ 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。
- (3) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」発表の場合
 - ① 原則として平常どおり授業を行う。
 - ② 状況により、登校が危険と思われるときは、登校前（午前7時）に授業の有無、授業開始時刻を決定し、メール配信などによりそれぞれの家庭に連絡する。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報」発表の場合
 - ① 平常どおり登校する。

キーワード	情報発表条件	学校の対応
調査中	南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生するなど、普段と異なる現象が観測された場合	各学校は続報に注意し、平常どおり教育活動を続ける。また、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が起き、次の巨大地震に対して警戒が必要とされた場合	※校区の状況を確認しながら、児童生徒の命を守ることを最優先に、市教委と協議の上、校長が判断する。 ※校外学習中（修学旅行・野外教育活動を含む）の場合は、安全な場所に児童生徒を集合させた後、帰校する。
巨大地震注意	想定震源域の周辺でマグニチュード7.0以上の地震が起きたり、想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したりして、その後の巨大地震に注意が必要とされた場合	
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらないと判断された場合	平常どおりの教育活動を継続する。

- (5) 登校に支障をきたす状況（河川の氾濫、冠水など）が発生した場合

- ① 保護者の判断で登校を一時見合させてよい。そのときは、学校に連絡をする。遅刻扱いにならない。

2 登校後に警報等が発表された場合

- (1) 「特別警報」発表の場合
 - ① 直ちに授業を中止し、学校に待機する。通学路の安全を確認し、引き渡し可能な状況であれば、メール配信などで連絡する。
- (2) 「暴風・暴風雪警報」発表の場合
 - ① 台風の中心位置、進行速度および方向、気象状況などで判断し、安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。
 - ② 通学路が危険と認められるときや通学距離などにより帰宅が困難と認められるときは、学校に残す場合がある。
- (3) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」発表の場合
 - ① 状況を判断し、授業の継続または中止を決定する。
 - ② 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、学校に残す場合がある。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報」発表の場合
 - ① 平常どおり教育活動を続ける。
上記の「1 登校前に警報等が発表された場合」(4)に準ずる。
- (5) 津波が予想される場合
 - ① 運動場東の崖上のはいっぷの広場に一次避難をする。崖上に避難した場合、赤旗を揚げる。
 - ② 崖上に避難できない場合は、校舎3階、4階に避難する。